月報番号第一一〇号

No. 43

小作争議調査表

（昭和八年十二月分）

項目	内容
場所	宗像郡東郷町大字田熊
関係人員	地主 吉田俊一 外十六名 小作人 中村新一郎 外十六名
地主関係団体	田熊地主会
原因	小作人は昭和七年度収穫寡少を理由に小作料四割三歩減を要求したるに地主側は一割程度の減額ならば応ずるも右要求不当なりとて拒絶せり。
発生	昭和八年八月一〇日
終熄	昭和〃年十二月二日
関係地種類面積	田 十六町八反歩
小作人関係団体	日農九州同盟会東郷支部
要求事項	小作料四割三歩減要求
経過	地主側の小作料納入に対し応せざるに 八月十日 福岡地方裁判所に調停申請す 十月十四日 於東郷町役場にて調停委員会開催したるも日農九盟福岡県支部城戸宣傳部長の応援により譲歩せず翌十五日に至り一部解決す 十一月十六日 地主吉田俊一外十一名小作人中村新一郎外十三名の調停委員会を東郷町役場にて開催
結果	十月十四日一部解決の調停條項 一、昭和七年度未納小作米は三割減とし中村新一郎は二ケ年（八年度九年度）其他の者は五ケ年の賦を以て納入すること 二、将来不作の場合は町農会の決定に従ふこと 三、年貢納入の期限を一月三十日限りとし、万一天候不順其他の理由に依延期の止むなき場合は地主に申出で承諾を得ること、無断不納の場合は土地返還すること、又実地を申出でざること 四、天災地変等不可抗力に依り地租公課免除さる場合は年貢を全免す

財団法人協調会福岡出張所

備考